

とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、農林水産業に従事する女性や農山漁村の振興を担う女性の活躍推進や地域の農林水産業界を牽引する女性リーダー育成に関する取組等を支援し、働き方改革を実現するとともに女性活躍の一層の推進を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- (1) 別表第1欄「1 とっとり農業女子ネットワーク取組支援」毎年12月末日
 - (2) 別表第1欄「2 地域農林水産業の振興、女性の経営参画などの働き方改革等の具体的な成果に繋がる取組や女性の活躍推進に繋がる取組支援<団体向け>」毎年12月末日
 - (3) 別表第1欄「3 技術・資格習得支援<個人向け>」翌年2月末日
 - (4) 別表第1欄「4 緊急就労環境整備の応援に関する取組支援<個人向け>」翌年2月末日
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものと

する。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
 - (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第4号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（提出書類の部数等）

第8条 規則及びこの要綱の規定により県に提出する書類は、正本1部及び副本1部とする。

- 2 前項の書類の提出先は、「とっとり農業女子ネットワーク」は農林水産部長とする。
- 3 第1項の書類の提出先は、農業及び林業に係る団体又は個人であるときは、所轄の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センター）又は農林水産部関係課を、水産業に係る団体又は個人にあつては、境港水産事務所を経由して提出しなければならない。ただし、水産業に係る団体又は個人であつて、その所在地が米子市、境港市、西伯郡及び日野郡以外のときは、水産振興局水産課を経

由して提出するものとする。

- 4 第1項の書類の提出を受けた前項に規定する機関の長は、様式第6号による意見書を添付して、農林水産部長に正本1部を送付しなければならない。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度事業から適用する。

別表

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
1 とっとり農業女子ネットワーク取組支援	とっとり農業女子ネットワーク	未就学児童託児費用、ヘルパー等確保費用、アシスト機器導入による労力軽減費用、経営コンサルティング費用、経営力向上・リーダー育成のための研修会の実施・参加費用等、農林水産業女子の取組のうち以下の科目とする。	1/2	30万円
2 地域農林水産業の振興、女性の経営参画などの働き方改革等の具体的な成果に繋がる取組や女性の活躍推進に繋がる取組支援 〈団体向け〉	以下の要件を全て満たす団体又はグループ。 ア 鳥取県内在住の3人以上の女性農林水産業者（生計を同じくする者が農林水産業者である場合を含む。）や農山漁村の振興を担う女性で組織するもの（女性が代表者かつ構成員の過半数が女性） なお構成員の要件は（ア）から（ウ）のいずれかの要件を満たす者 （ア）家族経営協定締結者又は2年以内に家族経営協定締結予定者 （イ）認定農業者（連名認定者）又は2年以内に認定農業者（連名）申請予定者 （ウ）（ア）（イ）以外の者であって、本事業の目的に沿う取組をする農林水産部長が認める者（例：男女共同参画推進認定企業に勤める者 等） イ 事業実施体制が整っていること。 ウ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。	報償費、旅費、消耗品、燃料費、印刷製本費、原材料費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託費 備品購入費（10万円以下であって、労力軽減に係るものに限る） ※視察、他団体等が開催する研修会等参加に関連する経費は補助対象経費全体の1/2以下とする。	1/2	同一年度1回限り50万円を上限とする。 最長3年 （「今こそ農林水産業に女性の力を！自主参画推進事業」を活用した期間を合算）
3 技術・資格習得支援 〈個人向け〉	県内在住の以下の要件を全て満たす女性 ア 農林水産業に現に従事しているか、または、農林水産業に従事することが確実であると見込まれる（生計を同じくする者が農林水産業者で当該農林水産業者に寄与すると認められる場合を含む。）者で、本事業の目的に沿う次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する者 （ア）家族経営協定締結者又は2年以内に家族経営協定締結予定者 （イ）認定農業者（連名認定者）又は2年以内に認定農業者（連名）申請予定者 （ウ）（ア）（イ）以外の者であって、本事業の目的に沿う取組をする農林水産部長が認める者 （例：男女共同参画推進認定企業に勤める者 等）	（1）対象となる資格等 農林水産業経営参画等に向け資質向上やレベルアップを図るための必要な技術、資格習得。 ア 各分野共通 商業経済検定、リテールマーケティング（販売士）、日商簿記検定、農業簿記検定、マーケティングビジネス実務検定、指導農業機械士技能検定、農業機械士技能検定、小型車両系建設機械運転特別教育（3t未満）、フォークリフト運転技能者講習、玉掛け技能講習 イ 主に農業分野 米・食味鑑定士、野菜コーディネーター、野菜ソムリエ、ベジタブル&フルーツアドバイザー、日本農業技術検定、土壌医検定、家畜人工受精師、	1/2	一人当たり同一年度15万円を上限とする。

	<p>イ 暴力団員でないこと。</p>	<p>刈払機取扱作業教育</p> <p>ウ 主に林業分野 森林インストラクター、きのこアドバイザー、山菜アドバイザー、樹木医</p> <p>エ 主に水産業分野 小型船舶操縦士（特殊小型は除く。）、おさかなマイスター（アドバイザーは除く。）</p> <p>オ その他 上記以外の技術、資格であって、本補助金の目的に沿うものとして農林水産部長が認めるもの。</p> <p>（2）対象となる費目 受験料、受講料（入学料を含む。）、教材費（受講機関の指定するもの又は独学により受験する場合は独自に調達する受験勉強に必要なテキスト及び問題集）、受講又は受験に伴い県外に旅行する場合には、交通費（公共交通機関を利用する場合に限る。）及び宿泊費（1泊につき9800円を上限とする。）</p>		
<p>4 緊急就労環境整備の応援に関する取組支援（個人向け）</p>	<p>以下の要件を全て満たす農業者</p> <p>ア 女性が働きやすい就労環境を目指す農業者（法人を除く）で、常時3名以上雇用し、そのうち半数以上を女性が占め、以下の（ア）または（イ）のいずれかに該当する者。なお、生計を同じくする者は雇用の人数には含めないこととする。</p> <p>（ア）家族経営協定締結者又は2年以内に家族経営協定締結予定者</p> <p>（イ）（ア）以外の者であって、本事業の目的に沿う取組をする農林水産部長が認める者</p> <p>イ 暴力団員でないこと。</p>	<p>対象となる経費</p> <p>女性が働きやすい就労環境を目指すため必要となる以下の設置又は修繕等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更衣室、休憩室、シャワー室、トイレ等 	<p>1 / 2</p>	<p>一事業主体あたり50万円を上限とする。（1回限り）</p>

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所
申請者 氏 名 ㊟
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業費補助金交付申請書

とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業費補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業
算定基準額(見込み)	
交 付 申 請 額	
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書(に準ずる書類)

(注)

- 1 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。
- 2 鳥取県補助金等交付規則第6条の2各号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

収支予算（決算）書

【収入の部】

（単位：円）

区 分	予 算 額	摘 要
県補助金		
自己資金		
合 計		

【支出の部】

（単位：円）

区 分	予 算 額	摘 要
報償費		
旅費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
原材料費		
通信運搬費		
使用料及び賃借料		
委託費		
人件費		
合 計		

※視察・他団体等が実施する研修会等参加に関連する経費は補助対象経費全体の1/2以下とする。

※備品購入費は、10万円以下であって、労力権限に係るものに限る。

※事業費の詳細がわかる資料（見積書、請求書・領収書等）を添付すること。

収支予算（決算）書

【収入の部】

（単位：円）

区 分	予 算 額	摘 要
県補助金		
自己資金		
合 計		

【支出の部】

（単位：円）

区 分	予 算 額	摘 要
受験料		
受講料		
教材費		
旅費		
合 計		

※事業費の詳細がわかる資料を添付すること。

様式第2号—3（別表第1欄の4の事業の場合）（第4条、第7条関係）

収支予算（決算）書

【収入の部】

（単位：円）

区 分	予 算 額	摘 要
県補助金		
自己資金		
合 計		

【支出の部】

（単位：円）

区 分	予 算 額	摘 要
合 計		

※事業費の詳細がわかる資料を添付すること。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

職 氏 名 印

年度とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったとっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業費補助金交付要綱（平成30年3月23日付第201700293170号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号-1 (別表第1欄の1・2の事業の場合) (第7条関係)

年度とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業費補助金実施報告書

区分	内 容
1 事業実施主体	「 」構成人数 人 (内 女性 人)
2 事業の目的	
3 取組区分	<input type="checkbox"/> 環境改善 <input type="checkbox"/> 技術取得 <input type="checkbox"/> 経営力向上 <input type="checkbox"/> 情報発信 <input type="checkbox"/> 人材育成 <input type="checkbox"/> その他 ()
4 実施内容	
5 事業成果	事業実施により得られた成果や課題
6 今後の展開	
7 他の補助金の活用の有無	有 ・ 無 (いずれかに○をしてください) 補助金の名称： 問い合わせ先： ※「有」の場合は補助金の名称及び当該補助金に係る問い合わせ先を記載してください。
8 消費税の取扱い	一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者

※実施した内容、成果がわかる資料を添付すること。

代表者連絡先

住所	〒		
代表者名			
連絡先	電話：	ファクシミリ：	E-mail：

様式第4号-2 (別表第1欄の3の事業の場合) (第7条関係)

年度とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業費補助金実施報告書

区分	内容
1 要件	<input type="checkbox"/> 農林水産業者又は農林水産業に従事することが確実であると見込まれる者(以下のいずれかに該当する者) <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <input type="checkbox"/> 家族経営協定締結者又は2年以内に家族経営協定締結予定者 <input type="checkbox"/> 認定農業者(連名認定者)又は2年以内に認定農業者(連名)申請予定者 <input type="checkbox"/> 本事業の目的に沿う取組をする農林水産部長が認める者 </div> <input type="checkbox"/> 暴力団員でない
2 取得しようとする技術・資格等	
3 取得の目的	
4 取得するための方法	<input type="checkbox"/> 試験の受験のみ <input type="checkbox"/> 通学による事前講習の受講及び試験の受験 <input type="checkbox"/> 通信教育による事前講習の受講及び試験の受験 <input type="checkbox"/> 講習会等の受講(修了試験等がない場合) <input type="checkbox"/> その他(
5 本補助金を活用した場合の課題解決及び成果	
7 他の補助金の活用の有無	有 ・ 無 (いずれかに○をしてください) ※「有」の場合は補助金の名称及び当該補助金に係る問い合わせ先を記載してください。
8 消費税の取り扱い	一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者

※技術や資格取得の可否等、本事業の結果がわかる資料を添付すること。

申請者連絡先

住所	〒		
氏名			
連絡先	電話：	ファクシミリ：	E-mail：

様式第4号-3 (別表第1欄の4の事業の場合) (第7条関係)

年度とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業費補助金実施報告書

区分	内容
1 要件	<input type="checkbox"/> 女性が働きやすい就労環境を目指す者(ただし、法人を除く)で、常時3名以上雇用し、そのうち半数以上を女性が占める次の農業者 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">(</div> <div style="margin-right: 5px;"> <input type="checkbox"/>家族経営協定締結者又は2年以内に家族経営協定締結予定者 <input type="checkbox"/>本事業の目的に沿う取組をする農林水産部長が認める者 </div> <div style="font-size: 2em; margin-left: 5px;">)</div> </div> <input type="checkbox"/> 暴力団員でない
2 経営状況	1 経営品目 2 経営規模 3 従業員数 名(うち女性従業員数 名) ※従業員名簿を添付すること 4 申請者の現在の課題 5 本補助金を活用した場合の課題解決と成果 6 雇用者の声
3 職場環境改善の内容	
4 他の補助金の活用の有無	有 ・ 無 (いずれかに○をしてください) ※「有」の場合は補助金の名称及び当該補助金に係る問い合わせ先を記載してください。
5 消費税の取り扱い	一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者

- ※1 必要経費の分かる資料を添付すること。
- 2 従業員名簿を添付すること(常時雇用・パート雇用の区別をすること)
- 3 職場改善前と改善後の様子がわかるものを添付すること

申請者連絡先

住所	〒		
氏名			
連絡先	電話 :	ファクシミリ :	E-mail :

様式第5号（第7条関係）

番 号
令和 年 月 日

様

事業実施主体 印

年度とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業費補助金
仕入控除税額確定額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった
年度とっとり農林水産業農業女子が進める働き方改革推進事業費補助金について、
とっとり農林水産業農業女子が進める働き方改革推進事業費補助金交付要綱第7条第
4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 鳥取県補助金交付規則第18条に基づく確定額
(年 月 日付第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

農林水産部長様

機関の長

とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業費補助金について（送付）

このことについて、別添のとおり補助金交付申請書が提出されましたので、下記のとおり意見を付して関係書類を送付します。

記

1 申請者	
2 補助金の種類	1 別表第1欄「2 地域農林水産業の振興、女性の経営参画など働き方改革等の具体的成果に繋がる取組や女性の活躍推進に繋がる取組支援」 2 別表第1欄「3 技術・資格習得支援」 3 別表第1欄「4 緊急就労環境整備の応援に関する取組支援」
3 意見	1 要綱第2条の交付目的に沿った内容と認められる。 2 要綱第2条の交付目的に沿った内容とは認められない。 3 その他（ ）
4 理由	

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所
申請者 氏 名 ㊟
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業費補助金交付申請書

とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業費補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業
算定基準額(見込み)	
交 付 申 請 額	
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書(に準ずる書類)

(注)

- 1 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。
- 2 鳥取県補助金等交付規則第6条の2各号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。